

国籍喪失した子の戸籍への記載<法務省>

【要請事項】

1. ①日本国籍の父から認知された子が国籍法 3 条 1 項により日本国籍を取得したときには、父の戸籍の身分事項欄に子の国籍取得に関する事実を記載する取扱いが法務省民事局通達によって行われています。また、②日本国籍者と結婚した外国国籍の配偶者が本国法で日本国籍の配偶者と同じ姓(ファミリーネーム)に変更する手続を行ったときには、日本国籍の配偶者の戸籍の身分事項欄に外国国籍の配偶者の氏名の変更に関する事項が記載され、③日本国民と結婚した外国国籍の配偶者が日本に帰化したときは、日本国籍の配偶者の戸籍の身分事項欄に外国国籍の配偶者の帰化に関する事項が記載されます。これらの事実から、戸籍の身分事項欄には本人の身分事項と本人の身分行為以外の事項を記載することが戸籍法上許されていることは明らかです。

したがって、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した子の出生の事実を、日本国籍を有する親の戸籍の身分事項欄に記載することに、戸籍法上の制約はないことを認めてください。

2. 日本国籍を有する親族が死亡したとき、その遺族が相続人の範囲を調査する方法は、日本国内においては戸籍を調査する方法しかなく、民法上相続人に該当するにもかかわらず被相続人の戸籍に記載されていない者が存在するか否かを調べることができる制度は日本国内には存在しないこと、相続人の範囲を明らかにするために日本国籍を喪失した子の存在を被相続人の戸籍に記載することが、戸籍に記載されている(日本国籍を有する)相続人にとっても必要であること、を認めてください。

3. 以上を踏まえて、通達の発出等の方法により日本国籍を喪失した子の出生届を受理し、その出生の事実を日本国籍の親の戸籍の身分事項欄に記載する施策を実施するための具体的な手順及びスケジュールを示してください。

戸籍上の外国国籍者の名前のアルファベット表記<法務省>

【要請事項】

1 2025 年 3 月 27 日のフォローアップミーティングを踏まえて、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて(昭和五十九年十一月一日法務省民二第五五〇〇号民事局長通達)」の改定等の方法によって、戸籍に記載されている外国国籍者の氏名の表記について、カタカナ表記に加えてアルファベット表記を併記する施策を実現するための具体的なタイムスケジュールをご説明くだ

さい。

- 2 今後、近いうちに戸籍制度の改定が予定されている事項があるでしょうか。そのような事項がある場合、その改定に合わせて上記の施策を実施することが可能か否かについて、ご説明ください。

外国国籍配偶者による離婚届不受理申出の在外公館での受理<法務省>

【要請事項】

1. 2025年3月27日のフォローアップミーティングにおいて、外国に居住する外国国籍配偶者からの「離婚届不受理申出」を在外日本大使館・領事館において受け付けることの必要性について理解が得られました。そのことを踏まえて、上記施策の具体的な実施時期を示してください。

日本人実施を扶養するための定住者を告示定住とすること<法務省>

【要請事項】

入管法上の定住者告示に該当しない「日本人実子を扶養するための定住者」を告示定住にしてください。

具体的には、JFCと呼ばれる日本国籍とフィリピン国籍の間に生まれた未成年の日本人実子は、父親と生き別れた後、多くの場合海外で外国籍の母親に扶養されている状況ですが、その扶養する母親の在留資格が、定住者において法務大臣より告示されていないこと、JFC査証の形骸化も相まって、ほとんどのケースで母子ともに来日できない状況となっています。このような、JFCの扶養者を「告示定住」にすることで、定住者の在留資格認定証明書(COE)交付申請をすることができ、母子ともに来日し、母親は子供を扶養するために就労することができ、子どもは日本人(実子)として義務教育や高等教育、日本語教育を受けることができるようになります。少子化問題や人手不足問題に関する政策が取りざたされる中、そもそも海外で遺棄され、帰国できない未成年の日本人実子が数万人いるのは、このような手続きの複雑さゆえに日本に帰国できていないものがほとんどであって、告示定住にすることで、将来の日本社会のためにも積極的に来日(帰国)できるようにするべきです。

非結核証明書の提出の時期について<法務省>

【要請事項】

- 1) フィリピン国籍者の在留資格認定証明書(COE)の提出は、COE 申請時ではなく、COE 交付後の査証申請時にして下さい。
- 2) 短期滞在の在留資格で来日したフィリピン国籍者が中長期の在留資格へ変更申請する場合の非結核証明書についても、来日前にフィリピンの医療機関で取得したものでなく、来日後に日本国内の医療機関で受診して取得した証明書でも変更申請を受理するようにして下さい。

2025年6月以降、入国前結核スクリーニングがスタートしました。しかしながらフィリピン国籍者の在留資格認定証明書(COE)交付申請で提出義務化された非結核証明書については、審査がそもそも3～6ヶ月以上の長期審査期間を要することが多く「申請時」に非結核証明書を提出しても、はたして「許可時」に陰性である確証がありません。現在フィリピンでは、①マニラ、②バギオ、③セブ、④ダバオの4都市6箇所しかなく、マニラは3か所、マニラ以外は1箇所のみとなっております。主要都市以外の居住者は指定健診医療機関のある都市まで出向く必要があります。

また、受診料が平均月給の半分以上を占めるほど高額化しており、例えば、ダバオの「指定健診医療機関」の受診料は、15歳以上の対象者は8,755ペソです。ダバオの平均月収が12,625ペソであることを鑑みると月収の約7割に相当し、日本円に換算すると145,000円になります。フィリピンでは、どの医療機関でも結核検査が1回無料で受信できる制度があるにもかかわらず、来日目的のみに月収の7割を自己負担して提出することはあまり現実的ではなく、在留資格申請や査証申請を諦めることになりかねません。

さらに、そのような高額な非結核証明書を提出したにもかかわらず、審査を経て不許可となることもありますので、「申請時」ではなく、認定証明書交付後の「査証時」に非結核証明書を提出という運用に変更することが望ましいです。

また、JFC査証に至っては、許可率が数%と指摘されるほど申請のほとんどが許可されない中、この高額な非結核証明書が提出義務化されていることは、申請者たちに無駄な支出となってしまっていると言わざるを得ません。

さらに、来日後に短期滞在から中長期滞在へ変更申請する場合については、国内の医療機関で受診して非結核証明書を提出できる枠組みが必要と考えられます。